

無料個別相談日のご案内

商工会では、下記の日程により無料個別相談を行いますので、この機会にぜひご利用ください。

テーマ	日時	相談員	内容	場所
経営相談	4月8日（火） 午後1時～4時	黒野秀樹 中小企業診断士	新たに事業を始めたい、今の事業を見直したいをはじめ経営に関するあらゆる相談 各種助成金の申請を行いたい等の相談	豊能町 商工会館
登記・ 法律相談	4月9日（水） 午後1時～4時	青山昌仁 司法書士	会社の設立・増資、不動産の登記等に関する相談、債権回収等に 伴う法律相談	
税務・ 経理相談	4月10日（木） 午後1時～4時	畑中啓三 税理士	日々の記帳から決算まで税務・経理等に関するあらゆる相談 消費税率改正に伴う 対応策	

* ご相談希望の方は、電話・ファックスまたはEメールで下記までご連絡下さい。
希望により出張相談も受け付けます。

* 商工会では、上記のほかにもあらゆる相談・指導を行っています。
ご希望の方は、お気軽にお申し出下さい。

相談申込書

ご記入頂いた個人情報は、本講習会の実施運営のために利用いたします。

氏名： 事業所名： 住所：豊能町 電話番号：	テーマ名： 希望時間帯（1時間単位でお願いします） ： ～ ：
今後開催を希望する相談会、講習会のテーマ等がありましたらご記入下さい。	

豊 能 町 商 工 会

豊 能 町 余 野 1008

Tel. 739-1647 Fax. 739-2285

E-Mail toyono@gold.ocn.ne.jp

4月1日から、消費税率が引き上げられます。

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げられます。

適用開始日	26年3月31日まで	平成26年4月1日	平成27年10月1日
税率	5%	8%	10%
納付税額	1倍	1.6倍	2倍

消費税率が引き上げられると、納付税額が1.6倍、2倍へと増加します。

資金管理を含めた対策を検討されることをオススメします。

「総額表示義務の特例措置」として、平成29年3月31日までの間において、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示（総額表示）しなくてもよいとする特例が設けられました。

「領収書」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

「金銭又は有価証券の受領書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

一人でも雇ったら、入ろう。労働保険。

労働保険（労災保険・雇用保険）は、労働災害や失業等が発生した際に、保険給付等を行う事により労働者の福祉の向上・増進を図るための、政府が管掌する強制お保険制度です。

労働者を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

「パート」「アルバイト」「契約社員」「派遣労働者」等の呼称にかかわらず、雇用保険の適用範囲は、以下のとおりとなります。

- ・ 31日以上雇用見込みがあること
 - ・ 1週間の所定労働時間（残業時間を含まない）が20時間以上であること
- 26年4月以降の労働保険・雇用保険の料率は昨年度と同様となる見込みです。

◎ 平成26年度の雇用料率

	① +② 雇用保険料率	② 労働者負担	③ 事業主負担
一般の事業	13.5/1,000	5/1,000	8.5/1,000
建設の事業	16.5/1,000	6/1,000	10.5/1,000

新事業を助成金で応援します。

おおさか地域創造ファンド「豊能地域支援事業助成金」の公募について

技術や人材、歴史、伝統など地域の資源を活かした新しい事業であり、地域の中小企業に広く波及効果を与えるなど地域活性化を図る事業を応援します

マル経融資（小規模事業者経営改善資金貸付）のご案内

この融資制度は、小規模事業者が商工会の経営指導を受けて経営を改善し、事業の発展を図るために必要な資金を、商工会の推薦により、日本政策金融公庫から、無担保・無保証人・低利で融資を受ける制度です。

融資限度額	:	2,000万円
返済期間	:	設備資金10年以内 運転資金7年以内
利率	:	1.6%（3月31現在）

上記に関する詳しい内容は、商工会までお問合せ下さい。

豊能町商工会

Tel.739-1647 Fax.739-2285